

●香川県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和6年2月9日から同月29日まで一般の縦覧に供する。

令和6年2月9日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市栄町二丁目甲1793番 1地先から	前	7.7~20.5	127	令和元年12月27日付け香 川県告示第214号で変更 した区域の一部の供用開 始及び余剰地の不用物件 化
観音寺市観音寺町字内新田甲 2592番8地先まで	後	17.0~39.0	127	

- 4 供用開始の期日 令和6年2月10日